

## 国立天文台プロジェクト会議規則

平成16年4月1日

国天規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立天文台プロジェクト会議（以下「会議」という。）の組織及び運営について、定めるものとする。

(任務)

第2条 会議は、台長の求めに応じ、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- 一 プロジェクト室の運営に関する重要事項について協議・意見聴取を行い、プロジェクト運営の円滑化を図ること
- 二 国立天文台の運営に関わる重要事項・幹事会議等決定事項の周知徹底、連絡を定期的に行うこと

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 台長
- 二 副台長
- 三 技術主幹
- 四 研究連携主幹
- 五 プロジェクト室長
- 六 センター長
- 七 科学研究部長
- 八 大学院教育委員長
- 九 国際連携室長
- 十 人事企画室長
- 十一 台長特別補佐
- 十二 技術系職員代表者
- 十三 事務部長
- 十四 ハワイ観測所長があらかじめ指名する者
- 十五 チリ観測所長があらかじめ指名する者
- 十六 TMTプロジェクト長があらかじめ指名する者

(議長)

第4条 会議に議長を置く。

- 2 議長は、台長をもって充て、会議の会務を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、前条第2号から第4号の委員のうちあらかじめ議長が指

名する委員がその職務を代理する。

(開催)

第5条 会議は、定期的を開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

(代理出席)

第6条 第3条第5号から第7号の委員が会議に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 会議は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、事務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年5月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年6月23日から施行する。